

令和８年度 松川浦地区外２防災林造成事業
特記仕様書

保育工（本数調整伐）特記仕様

- １ 作業内容
海岸防災林造成における密度管理で、植栽木の成長を促すものである。
- ２ 伐採樹種
クロマツ
- ３ 伐採方法
列状伐採（１伐３残）
間伐率 ２５％
※詳細は本数調整伐標準施工図のとおり

造成基礎工特記仕様

- １ 作業内容
施業地内に設置されている静砂垣撤去である。
※詳細は保育工平面図及び本数調整伐標準施工図のとおり
- ２ 処分方法
当初設計において、産業廃棄物処分費を見込んでいる。

作業特記仕様書

- １ 請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成２３年厚生労働省令第１５２号）に基づき、除染等業務従事者に対して適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。
- ２ 当該事業箇所における作業の実施に当たっては、下記に留意し実施することとする。
 - （１） 連絡体制等の整備
 - ア 緊急時に迅速かつ的確な情報が得られる体制を整えるため、ラジオや携帯電話を携帯すること。
 - イ 緊急時に連絡体制が確保できるよう、作業地毎に作業現場と事業所間の連絡状況を確認した上で作業実施すること。
 - ウ 緊急時の移動ルートなどを作業実施前に作業者全員に周知しておくこと。
 - （２） 作業上の留意点
 - ア 長袖、手袋等を着用し、可能な限り肌の露出は避けること。
 - イ 土埃が舞いやすい作業を行う場合にはマスク（防塵や花粉対策用など）を着用すること。
 - ウ 雨天等の荒天時には作業を見合わせ等を含め臨機の対応をとるとともに、衣類が濡れた場合にはタオル等で濡れた部分を拭き取るか、着替えること。
 - エ 作業後に手や顔を洗い、うがいをする。